

独立行政法人国立青少年教育振興機構における公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年4月1日
理事長 裁定

この裁定は、公的研究費の使用に関する独立行政法人国立青少年教育振興機構の役職員等の行動規範を定めるものである。

第1 役職員等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令及び関係規則を遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。

第2 役職員等は、公的研究費が国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、その使用にあたっては効率的かつ効果的な運用を図るとともに、実態のない経費の使用や目的外の使用、計画期間外の使用等の不正使用は行わない。

第3 研究を行う者は、個人として発案及び申請した研究課題が採択された場合の研究費であっても、公的資金によるものであり、その管理は機関が行う必要があることを自覚して行動する。

第4 研究活動を支援する事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保するとともに、研究を行う者との連携を密にし、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

第5 役職員等は、公的研究費の不正使用が機構におけるすべての教育研究に重大な影響を与えることを自覚し、別に定める独立行政法人国立青少年教育振興機構公的研究費不正防止計画（平成27年4月1日）をふまえて行動する。